

指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、
指定小規模多機能型居宅介護事業所、
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

江戸川区介護保険課長 安 田 健 二

「介護給付費通知書」の送付について

日頃から江戸川区介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「介護給付費通知書」を下記のとおり介護保険サービス利用者宛に送付しますので、お知らせします。

これは、介護給付費適正化事業の一環として、利用しているサービスの種類や利用者負担額などを利用者自身に確認していただくことを目的とするものです。問合せ等あるかと思いますが、お取り計らい頂きますよう何卒よろしくお願いいたします。

記

- 1 対象者 令和 4 年 9 月に居宅サービスを利用している方
- 2 送付日 令和 4 年 12 月 16 日（金）
- 3 送付内容 (1) 介護給付費通知書
(2) 江戸川区介護保険課からのお知らせ
介護給付費通知書の見方（表面）
介護給付費通知書 Q & A（裏面）
（対象者送付分は水色の紙に印刷されたものとなります。）
(3) 要介護認定者で税の障害者控除を申告される方へ
～障害者控除対象者認定書 交付手続のお知らせ～
- 4 その他 通知書内のサービス費用総額等について
 - サービス費用総額及び利用者負担額は介護保険適用分について記載しています。
 - 通所介護・短期入所などには、利用者が本来全額負担とされている食費・居住費・日常生活費などは含まれません。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況は含みません。
- 5 担当 介護保険課指導係 5662-0892(直通)

—江戸川区介護保険課からのお知らせ—

同封の通知書をご確認ください

利用した介護保険サービスの内容や費用に誤りはありませんか？

同封の「介護給付費通知書」と領収書やサービス利用票のサービス内容や費用を見比べていただき、誤りがないかご確認ください。

【 介護給付費通知書の見方 】

こちらは見本です

介護給付費通知書

サービス月	サービス事業者名	サービス種類	サービス費用総額 (円)	利用者負担 額(円)
令和4年9月	〇〇サービス××事業所	訪問看護	71,450	7,145
令和4年9月	××ヘルパーステーション	訪問介護	142,690	14,269
令和4年9月	△△レンタルサービス	特殊寝台貸与	4,500	450
令和4年9月	△△レンタルサービス	特殊寝台付属品 貸与	3,000	300
		計	221,640	22,164

令和4年9月に利用したサービスの内容です。
東京都以外に所在するサービス事業者は「ー」と記載されている場合があります。

月のサービス費用の総額です。

あなたが介護保険サービスの事業所にお支払した金額です。

裏面によくある質問やお問い合わせ先を記載しています。

「介護給付費通知書」とは？

Q1 「介護給付費通知書」とは何ですか？

A1 令和4年9月にご利用になった介護保険サービスの内容や費用についてお知らせするものです。領収書やサービス利用票の内容と見比べていただき、誤りがないかご確認ください。

Q2 この通知書が届いたことによって何か手続は必要ですか？

A2 特に手続は必要ありません。また、領収書や請求書ではありませんのでお支払も発生しません。

Q3 医療費控除の申請には使用できますか？

A3 介護保険サービスの内容確認のためにお送りしているので、それ以外の目的には使用できません。

Q4 実際に利用しているサービスが通知書に記載されていないのはなぜですか？

A4 ご自宅で生活しながら受けられる介護保険サービスをお知らせしています。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険施設や介護付き有料老人ホーム、グループホームなどの入所サービスの利用料等については記載されていません。また、介護予防・日常生活支援総合事業は記載されていません。

Q5 通知書と領収書の費用が一致しないのはなぜですか？

A5 以下の可能性がありますのでご確認ください。

- ・デイサービスやショートステイなどをご利用時の「食費」、「居住費」などの介護保険外のサービス費用については記載されていません。
- ・居宅療養管理指導には、介護保険サービスのみ記載されています。医療保険のサービスは含まれていませんので、領収書の内容と一致しない場合があります。
- ・介護保険の負担限度額を超えてご利用になっている場合には、負担限度額を超えた自費の費用は記載されていません。

Q6 利用した覚えのないサービスが記載されているときはどうすればよいですか？

A6 ケアプランを作成している担当のケアマネジャーや記載されているサービス事業所にご確認ください。それでも、利用の事実がない場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

江戸川区 福祉部 介護保険課指導係

電話 03-5662-0892